

平成 23 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術) ワーキンググループ設置要綱

1. 開催の目的

環境技術実証事業の実施にあたり、平成 23 年度に技術実証を行うこととされた技術分野「ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）について
 - ① 実証機関の選定
 - ② 実証試験報告書の確認
 - ③ その他事業の実施に関する事項
- (2) 将来的なヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）の実証試験のあり方及び技術分野の候補の検討について

3. 組織等

- ① ワーキンググループは、検討員 10 名以内で構成する。
- ② ワーキンググループに座長を置く。
- ③ 座長は、ワーキンググループを総理する。
- ④ 検討員は、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省水・大気環境局の同意を得て財団法人建材試験センターが委嘱する。
- ⑤ 検討員の委嘱期間は、財団法人建材試験センターの委嘱に承諾した日から実証運営機関の業務終了日までとする。
- ⑥ その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループを非公開にできるものとする。

5. 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省水・大気環境局の同意を得て、財団法人建材試験センターにおいて処理する。